

平成23年4月29日
国住指第259号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における
建築制限の特例に関する法律の施行について
(技術的助言)

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年法律第34号）は、平成23年4月29日から施行されることとなったので、同法の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内各特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 法律の対象となる地域について

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（以下「法」という。）は、東日本大震災が極めて広域に甚大な被害をもたらしたことを受け、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条第1項又は第2項に基づく最長2か月間の建築の禁止又は制限の間に、復興に向けて都市計画決定等を行うことが困難な状況にあることを踏まえ、被災市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、同条の規定にかかわらず、平成23年9月11日までの間、期間を限って（延長する場合、さらに2か月）、建築の禁止又は制限を行うことを可能とするものである。

このため、現在、建築基準法第84条に基づく建築の禁止又は制限を行っている区域以外の区域についても、特定行政庁が法第1条第1項に基づく区域を指定し、同項に基づく建築の禁止又は制限（以下「本建築制限」という。）を行うことが可能である。なお、建築基準法第84条に基づく建築の禁止又は制限を行っ

ている区域については、当該禁止又は制限の期間満了後に本建築制限に係る指定を行う必要がある。

2. 土地所有者への周知について

法第1条第1項の規定に基づき区域を指定するに当たっては、本建築制限が、当該区域内の土地の所有者にとっては強い権利制限であることにかんがみ、十分な周知を図り、本建築制限が円滑に実施されるよう努められたい。

3. 被災者への配慮について

本建築制限が、主として東日本大震災の被災者に対して行われることであることにかんがみ、被災者の生活再建の支障となることのないよう、法第1条第1項の規定に基づき区域を指定するに当たっては、本建築制限の対象となる建築物について、十分な配慮をなされたい。

具体的には、被災者の日常生活の維持に不可欠な仮設の住宅や店舗、また、復興に向けたまちづくりの方向性に即して整備される駅舎等の公共施設や産業関連施設については、その建築に十分配慮されたい。また、建築物の修繕は規制対象外であることに留意されたい。

4. 区域指定の解除について

本建築制限は、東日本大震災が極めて広域に甚大な被害をもたらしたことを受け、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に基づく被災市街地復興推進地域の指定等の都市計画決定等を行うまでの一時的な措置として行うものであることから、各市町村が当該都市計画決定等を行った場合には、速やかに法第1条第1項に基づく区域の指定を解除することとされたい。